

令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究 事業報告書の発表について(消費者庁)

即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査は、3年に1度アレルギーを専門とする医師により、食物を摂取後60分以内に何らかの反応を認め、医療機関を受診した患者を調査対象とし、“食品表示法に基づくアレルギーを含む食品に関する表示”の特定原材料等の妥当性や改正の必要性を検討し、同法の遵守の状況を推測するものとして発表されています。

1. 即時型食物アレルギーの原因食物について

	第1位	第2位	第3位	第4位
2017年(前回)	鶏卵 (34.7%)	牛乳 (22.0%)	小麦(10.6%)	木の実類 (8.2%)
2020年(今回)	鶏卵 (33.4%)	牛乳 (18.6%)	<u>木の実類 (13.5%)</u>	小麦(8.8%)

原因食品は、鶏卵、牛乳、小麦が、3大アレルギーとして認識されていましたが、今回、2001年に実態調査を開始以来初めて、木の実類が第3位となりました。今回の第5位は、落花生(ピーナッツ)で、6.1%となっています。

2. 木の実類の内訳について (パーセンテージは、全体に対する割合)

第1位	<u>クルミ(7.6%)</u>	⇒特定原材料に準ずるもの(表示推奨)
第2位	<u>カシューナッツ(2.9%)</u>	⇒特定原材料に準ずるもの(表示推奨)
第3位	<u>マカダミアナッツ(0.7%)</u>	
第4位	アーモンド(0.6%)	⇒特定原材料に準ずるもの(表示推奨)
第5位	ピスタチオ(0.4%)	
第6位	ペカンナッツ(0.3%)	
第7位	ヘーゼルナッツ(0.3%)	
第8位	ココナッツ(0.1%)	

木の実類の内訳の第1位のクルミは、7.6%であり、特定原材料である落花生(ピーナッツ)6.1%より、割合が高いことがわかります。

この結果から、食物アレルギーの原因食品は、第1位:鶏卵、第2位:牛乳、第3位:小麦、第4位:クルミ、第5位:落花生(ピーナッツ)となりました。

3. 食品表示法の改正について

消費者庁では、今回の全国実態調査の結果を受け、アレルギーの原因食品として、今までは「特定原材料に準ずるもの」として、表示推奨であった「クルミ」を「特定原材料」として、表示義務に変更する方針を決定しました。

今後、パブリックコメントや消費者委員会の諮問を行い、今年度中に食品表示法に基づく食品表示基準の改正をおこなう予定です。

4. 今後の「特定原材料」と「特定原材料に準ずるもの」の品目

【特定原材料：表示義務】 7品目⇒8品目

エビ、カニ、クルミ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生(ピーナッツ)

【特定原材料に準ずるもの：表示推奨】 21品目⇒20品目

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ
牛肉、豚肉、鶏肉、ごま、さけ、さば、大豆、バナナ、まつたけ、もも、やまいも
りんご、ゼラチン

5. 今後、施設で必要となる対応について

1) アレルゲン対象範囲(義務7品目)を表示している施設

- ① 配合仕様書の「アレルギー物質含有状況」の義務7品目を義務8品目とし「クルミ」を追加する。推奨21品目を推奨20品目とし「クルミ」を削除する
- ② 食品ラベルの「アレルギー対象範囲(義務7品目)」の表示を「アレルギー対象範囲(義務8品目)」に変更する
- ③ 原材料に「クルミ」を使用した場合は、アレルギー表示を実施する
- ④ 「クルミ」を使用した商品と同じラインで「クルミ」を使用しない商品を製造する場合は、アレルゲン除去を徹底するとともに、含有量によっては、コンタミ表示を実施する

2) アレルゲン対象範囲(28品目)を表示している施設

- ① 配合仕様書の「アレルギー物質含有状況」の義務7品目を義務8品目とし「クルミ」を追加する。推奨21品目を推奨20品目とし「クルミ」を削除する

6. 施行日

現時点では未定

※「クルミ」の表示義務化は、3年前からお伝えしていましたが、やっと、施行に向けて動き出しました。アレルゲンは最重要項目だけに、7月以降の大授の食品セミナーでは、施設の今後の対応方法について、具体的に説明していきます。